

<h1>広報 つつじ野</h1>	(昭和56年5月1日、創刊) つつじ野団地管理組合 Tel. 2953-7876 Fax. 2952-1499 平成30年12月10日 第824号
=マンションみらいネット登録全国第1号管理組合= 当管理組合は組合員全員による自主管理で運営しています	

「お互いさま」の心と「支えあい」で日本一の団地を作ろう！

主な掲載内容

①平成30年11月臨時総会を開催しました **②**年末大掃除お疲れ様でした
③家庭内雑排水管及び受水槽清掃のお知らせ(再) **④**震災時等活動マニュアル案
 試行訓練を実施します **⑤**年末防犯パトロールを行います **⑥**平成31年度役員
 の立候補を受け付けます **⑦**年末年始管理組合事務所窓口休業のお知らせ

平成30年11月臨時総会を開催しました

11月25日(日)午前10時から、広瀬小学校体育館で、平成30年11月臨時総会が開催されました。



理事会による議案提案、質疑・応答、採決が行われ、第1号議案、第2号議案、原案どおり過半数の賛成により可決承認されました。大変寒い中多数のご出席、誠にありがとうございました。

◇出席者、委任状及び議決権行使書

出席者： 86	委任状： 675	議決権行使書： 105	合計： 866
【委任状内訳：理事長委任：268 議長委任：407】			

◇可決承認された議案

第1号議案	高層棟及びメゾネット棟における浴室追い焚き配管更新工事の実施に関する件	拍手採択により可決承認
第2号議案	平成30年度修繕積立金支出予算の変更に関する件	拍手採択により可決承認

年末大掃除お疲れ様でした

皆さまのご協力により、年末大掃除は予定通り終了することができました。おかげさまで、団地の中がきれいになり、爽やかな気持ちで新年を迎える準備ができたと思います。参加世帯数は、86.0%の高参加率となりました(前年の参加率は84.5%)。U字溝に詰まった多くの枯葉もきれいに取り除きました。寒い中ご協力ありがとうございました。



街 区	戸 数	参加世帯数 (戸)	参加人数		世帯参加率 (%)	前年参加率 (%)
			大人・子供(人)			
1街区	359	325	407	10	90.5	86.4
2街区	172	142	180	6	82.6	92.4
3街区	155	133	173	3	85.8	83.9
4街区	318	263	327	22	82.7	78.3
合計	1,004	863	1,087	41	86.0	84.5

家庭内雑排水管及び受水槽清掃のお知らせ(再)

家庭内雑排水管及び受水槽清掃の日程が決まりましたので、お知らせいたします。今年、高層棟と中層棟は排水管改修工事实施のため対象外となります。

●日程表 (街区一号楼)

12月	午前(8:30~12:00頃迄)	午後(13:00~16:30頃迄)
5(水)	受水槽清掃	受水槽清掃
12(水)	1街区1~5	1街区8~13・18~21
13(木)	4街区19~20・21~24	4街区28~33
14(金)	4街区1~7・25~27	4街区8~15
19(水)	3街区1~12	2街区1~13
20(木)	1街区33~41	1街区26~32
21(金)	1街区6~7・14~16	外部清掃
22(土)	留守宅廻り	留守宅廻り
25(火)	外部清掃	外部清掃
26(水)	外部清掃	外部清掃

震災時等活動マニュアル案試行訓練を実施します

自主防災会では、震災時等活動マニュアル案試行訓練を行います。管理組合・自治会・地区委員会の協力により実施しております。今回も居住者を含めた訓練を実施します。

●目 的：①震災時等活動マニュアル案に沿って、1日目の活動シミュレーションを実施し、課題を明らかにし改善策を検討する。

②居住者を含めたブロック毎の訓練を順次行うこととする。

●日 時：12月16日(日)午後2:00~午後3:30 シェークアウト訓練

●対象住戸：4街区 17号棟(80戸：居住者が参加)
※対象となる住戸に対しては、別途お知らせを配布しております。

●実施場所：第三集会所・専用会議室、4街区17号棟、他

●デモンストレーション：給水・階段避難車デモンストレーション、簡易トイレ及び炊き出しのデモンストレーション

今後も、震災時等活動マニュアル(成案)作成に向けて試行訓練を繰り返し行う計画でおります。ご理解とご協力をお願いします。



年末防犯パトロールを行います

今年も団地内の防犯と青少年の非行防止及び団地内の良好な環境を守るため、管理組合役員・地区委員・事務局で年末防犯パトロールを実施します。都合のつく方は、参加をお願いいたします。

いします。無事故でお正月が迎えられる様にご協力をお願いします。

- 実施日：12月28日(金)、29日(土)の20時に管理組合事務所玄関前に懐中電灯を持参のうえ、集合してください。今回は、21時から20時に変更になりました。
※ 雨天の場合の中止については、集合時に決定します。

●実施内容：

- ① 公園・プレイロットの巡回
- ② 不法駐車を取り締まり
- ③ 駐車場・駐輪場・バイク置場の点検
- ④ 照明設備の不点灯等の点検
- ⑤ ゴミ集積所の点検



◇パトロール隊は、蛍光ライトチョッキを着用し赤色誘導灯・懐中電灯を持参し巡回します。

平成31年度役員の立候補を受け付けます

「次期班長、次期副班長、次期地区委員及び次期役員候補者の選出等に関する細則」に基づいて、次期役員の立候補受け付けを次の通り行ないます。

●次期役員となる理事（15名）及び監事（2名）

役員は、総務、企画、財務、施設営繕、植栽・環境、生活・防災、広報の専門部に分かれて活動を行います。詳細の活動内容は、『第38回通常総会議案書』の51ページ（平成30年度事業計画）を参照願います。

●立候補受付期間：平成30年12月10日（月）～平成31年1月31日（木）

候補者資格：次の方は、細則第8条（役員候補者資格）により立候補できません。

1. 管理費等の長期（4ヶ月以上）未納者
2. 犬猫等の飼育を禁止された動物の飼育者
3. 不法駐車常習者
4. その他の規約及び細則の違反者でその改善のみられない者

●理事は、自主管理体制の維持・継続を理解し、そのために自ら活動する方、監事は、管理組合業務または会計業務等の知識のある方の立候補をお待ちしています。

年末年始管理組合事務所窓口休業のお知らせ

管理組合事務所窓口は12月30日（日）～1月4日（金）の間、年末年始の休業となります。緊急の連絡先は次の通りです。

- ・電気関係…東電力スターセンター（0120-995-442）
- ・ガス関係…武州ガス（049-241-9000）
- ・給水関係…日本総合住生活（048-839-0901）
- ・防犯関係…水富交番（04-2954-3100）

理事会の議題

- 第14回理事会（12/1）：年末大掃除の最終確認／12月度資金運用計画／給排水管改修工事（高層棟追加工事・工事辞退にかかる念書等）／他

理事会の予定議題

- 第15回理事会（12/15）：11月分会計報告／平成31年度事業計画、予算／新年のつどい確認／第4回班長会内容／他

お知らせ

- ★「入居届（更新）」を12月13日（木）までに班長さんに提出してください。班長さんは、12月15日（土）までに管理組合事務所へ提出してください。

月	日付	会議・行事	日付	ゴミの収集 (火、金はもやすゴミ)
12月	15日(土)	第15回理事会	12/12(水)	ペットボトル もやさないごみ
	16日(日)	第8回緑の委員会	12/13(木)	プラスチック
		第5回自主防災会幹事会	12/17(月)	びん・缶・乾電池
		震災時等活動マニュアル案 試行訓練	12/20(木)	プラスチック
	23日(日)	第12回長期修繕委員会	12/24(月)	古紙・古布

古紙回収・毎月第3週木曜日 正午までに、指定の場所に出してください

今月の回収日は12月20日(木)です。(新聞・雑誌のみ)

5階建・8階建にお住まいの方は、1階の階段の下

2階建・3階建にお住まいの方は、門の外へお出してください。

“ささえ愛つつじ野”からのお知らせ お問合せ・お申し込み 090-4360-1233

- ☆健康体操：毎週（火曜日）13時30分から 参加費500円/回
- ☆うたごえサロン：12月20日、1月24日 14時から 参加費300円(コーヒーカップ持参)
- ☆絵手紙教室：12月12日・26日、1月9日・23日 10時から 参加費100円/回
- ☆脳トレ麻雀：毎週（水、土曜日）13時から（初心者向け毎週月曜日13時から） 無料
- ☆手芸カフェ：毎週（金曜日）13時30分から 無料
- ☆編み物カフェ：毎週（水曜日）ただし12月26日はお休み 9時30分から 参加費100円/1回



編集後記

私は、平日は毎日三鷹の会社まで通っています。週に二回から三回は車で通勤しています。今の時期になると朝家を出るときは真っ暗だし日が昇ると太陽に向かって走るのでとてもまぶしく田無あたりの人通りや自転車が多くの所沢街道では、道幅も狭く自転車が全く見えすぎりぎりで通り過ぎてから自転車に気が付くドキドキハラハラの経験が何度かありました。そして十二月になると車の窓が凍ってしまい溶かすのにひと苦労です。冬の自動車運転は、雪が降らなくても遅れる要素も多くなるし、危ないことも多くなります。最近では、危ない危ないゆっくり行こうと言いつつ心掛けてください。(広報 真野)

当団地では、専有部分を民泊、シェアハウス、ウィークリーマンション等の用途に供することは規約で禁止されています。

規約を遵守し皆で住み良い団地を目指しましょう。